

県指定文化財の指定について（諮問）

名称 きよたけかみいのはるいせき
清武上猪ノ原遺跡
種別 史跡
所有者 個人
所在地 宮崎市清武町船引5582-1

諮問理由

清武上猪ノ原遺跡は宮崎市清武町船引の標高 62 ～ 63 m のシラス台地に立地する。全国的にも希少な縄文時代草創期の集落跡で、竪穴住居跡 14 軒、集石遺構 2 基、炉跡 2 基、土坑 19 基などが検出された。

出土遺物には、りゆうせんもん隆線文土器群や各種の石器などがあり、九州で初めてや矢柄がらけんまき研磨器も確認された。遺構の数や出土遺物の量などから一定期間存続した集落と考えられ、定住生活を始めた頃の集落を復元する上でも重要な遺跡である。

草創期の集落規模としては、竪穴住居跡 14 軒が確認されたおおしかくぼ静岡県大鹿窪遺跡（国指定史跡）とともに最大である。

多量の出土遺物により他地域との時間的対比を可能とする材料も得られ、学術的にも大変貴重な遺跡である。

○指定基準（個別基準：県指定史跡名勝天然記念物の指定基準）

次に掲げるもののうち本県の歴史の正しい理解のために欠くことができず、かつ、その遺跡の規模、遺構、出土遺物等において、学術上価値あるもの。

(1) 史跡

(ア) 貝塚、集落跡、古墳その他この類の遺跡



清武上猪ノ原遺跡縄文草創期住居群（南から）



清武上猪ノ原遺跡縄文草創期住居群（北から）